DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 102/NNSC NO.

GHQ/SCAP Records (RG 331, National Archives and Records Service)

Description of contents

(1) Box no. 3010

(2) Folder title/number: (30)
Nihon Rayon K.K. - Yonago Plant
Nippon Pulp K.K. - Yonago Plant

(3) Date: Sept. 1947 - Mar. 1951

(4) Subject:

Classification	Type of record
9621	Z

(5) Item description and comment:

Tottori

(6) Reproduction: (Yes) No

(7) Film no. Sheet no.

(Compiled by *National Diet Library*)

3 Aug. 1950

~~Ex~~ form no 20. Page 1 of 4 Pages

Silk filatures report

Read instructions carefully before completing the form

1. Name of company: Nippon Rayon Kabushiki-kaisha

2. Address of company: Osaka-shi Higashi-ku Imabashi 3-chōme 5-banchi.

3. Name of plant: Nippon Rayon Kabushiki-kaisha Yonago Seishi Kōjō.

4. Address of plant: Tottori-ken Yonago-shi Hatagasaki 578-banchi.

5. Report period: from July 1 to July 31

6. Type of report:
Consolidated o
Plant
Independent Filature

7. Number of Workers

Classification	Male	female	total
	(B)	(C)	(D)
Last day of Period office	10	—	10
Reeling	—	175	175
Other	16	53	69
total	24	228	262
Man-hours worked during Period office			

	(B)	(C)	(D)
Last day of Period			
office	18	—	18
Reeling	—	175	175
Other	16	53	69
total	34	228	262
Man-hours worked during Period			
office	4224	—	4224
Reeling	—	22,904	22,904
Other	2,400	13,744	16,144
total	7,624	46,648	54,272

8 Basins (Number)

Basins	Multi-strand		Ordinary	Total
	20 & over 20 strands	10-19 strands		
	(A) (B)	(C)	(D)	(E)
Licensed end of period	210	—	—	210
In place and operable end of period	210	—	—	210
Active end of period	160	—	—	160
Estimated next Period	160	—	—	160
Days operated during period	31	—	—	31
Total basin hours for period	37,168	—	—	37,168

Ess form No 20.

7 Raw material (Kan)

Material description	Cocoons									
	Reelable								Doappion and other unreelable	
	prior year crop		Current year crop							
			Spring crop		Summer and autumn crop		Total			
	dry Weight (B)	Fresh Weight (C)	dry Weight (D)	Fresh Weight (E)	dry Weight (F)	Fresh Weight (G)	dry Weight (H)	Fresh Weight (I)	dry Weight (J)	Fresh Weight (K)
Beginning stocks (A)	—	—	458	1396	—	—	458	1396	24	60
Fresh cocoons received	XX	XX	1628	29.03	—	—	1628	29.03	XX	XX
dried cocoons received	—	—	—	—	—	—	—	—	34	81
deliveries	—	—	—	—	—	—	—	—	16	29
Selected-out cocoons	—	—	34	81	—	—	34	81	XX	XX
put in process	—	—	2180	6261	—	—	2180	6261	—	—
Ending stocks	—	—	1372	3476	—	—	1372	3476	42	102

10 Fuel

	Unit of	Beginning	Receipts	Consumption	Ending

dried cocoons										
deliveries	—	—	—	—	—	—	—	—	16	29
Selected-out cocoons	—	—	34	81	—	—	34	81	xx	xx
put in process	—	—	2180	5261	—	—	2180	5261	—	—
Ending stocks	—	—	432	3576	—	—	432	3576	62	102

10 Fuel

Fuel type	Unit of measure	Beginning stocks	Receipts	Consumption	Ending stocks
	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)
Coal	Ton	474	—	18	456
Lignite	Ton	—	—	—	—
Fire Wood	Kan	—	—	—	—
Other Fuel	Kan	33,900	62,080	21,600	50,980
Electric power for boiler use	K.W.H	xxx	xxx	—	xxx
Other electric power uses	K.W.H.	xxx	xxx	3,980	xxx

Ess form No 20. Pages 3 of 4 pages

11. Raw silk and waste silk production (kan)

Classification	Beginning	Production	Return	Deliveries	Ending Stocks
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)
Raw silk Total	297	870		817	350
White					
13/15 14 ¢	295	805		817	281
20/22 21 ¢	4	65		—	69
40/44 42 ¢	—	—		—	—
Others. specify					
Yellow specify					
Waste silk Total	14	151		—	165
Kifuso	10	75		—	85
Bisu	1	59		—	60
Agarimayu					

Yellow specify					
Waste silk Total	14	151		—	165
Kifiso	10	75		—	85
Bisu	1	59		—	60
Agarimaju	—	12		—	12
All others specify	2	4		—	6
	1	1		—	2

12 Remarks

13 Certification I certify that all information reported hereon is correct and accurate to the best of my knowledge

1960, August, 3 — Date

Takeo Kawamura — Signature

Master — Title of Certifier

Nippon Rayon Kabushiki-kaisha — Name of Company

Nippon Rayon Kabushiki-kaisha Yonago Seishi Kojo — Name of plant

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 402/NND

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDS NO: [illegible]

FIELD TRIP REPORT

H.C. KEISEL

Yonago
2 August 1950

1. Purpose:

Inspection of Nippon Rayon K. K.

2. Background:

Surveillance in accordance with O.D. 8 and 11.

3. Discussion:

Conferees,

Mr. Kawamura, Manager.
Mr. Komatsu, Chief of Engineering Section.
Miss Kawasaki, Chairman of Dormitory Committee.

a. There are 34 male and 228 female employees or a total of 262 employees.

60% of the female workers live in the dormitory and pay ¥ 650 for meals and room per month.

b. Labor Union.

The workers have organized into a labor union under union shop system. The union belongs to the company's federation but is not affiliated with any national federation. Nine male and one female members are on the executive committee.

The Labor Agreement was concluded on 15 January 1950 and it will expire on 30 September 1950. In principle, the union holds one general membership meeting for each 6 months and whenever it is deemed necessary.

A copy of the Labor Agreement is in our file.

c. Dormitory or Ryo.

Copies of Dormitory Regulations and "Jichi Ryo Kisoku" (Autonomous Government Dormitory Rules) are in our file.

There are two kinds of dormitory committees; 32 member ordinary committee and 7 member advisory committee. The ordinary committee formulates the monthly program of recreational and cultural nature including flower arrangement and tea ceremony. The seven

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 402/NNSC NO.

member advisory committee functions as an advisory organ and reviews the management of the ordinary committee. These committees were instrumental in compiling the "Jichi Ryo Kisoku" in the spring of 1947, with which the Company made no interference with the exception of some measures to be taken with respect to the protection of the Company buildings and facilities.

Miss Kawasaki stated that the "Jichi Ryo Kisoku" is to be revised by the end of August 1950. In revising this the drafting is being made by the committees and eventually will be referred to the general membership meeting in the future. However, Miss Kawasaki stated that the Company will make a final review and approval although she politely explained that whatever measures the dormitory committee compiled and the general membership meeting decided to adopt would never be rejected by the Company.

d. Wages.

Miss Kawasaki is an accounting clerk according to the Company's job classification and receives a base salary of ¥ 3,200 per month.

She stated that in applying for the job she directly came to the Company and personally applied for the position and that there were no preliminary arrangements between the Company and her parents.

The average base pay for the female workers living in the dormitory is ¥ 3,794 per month.

e. Average period of service: 3 years.

f. Period required for training: 6 months for reeling.

A copy of the Company's Working Regulations and a detailed reports on Production are in our file.

4. Conclusions:

Judging from the answers made by a teenage female shop worker in the course of spot inspection in the plant it appears that there are some cases where preliminary arrangements had been made or contracts had been drawn before the female workers were put to work.

The Company officials frequently intercepted Miss Kawasaki's answers to this officer's questions specifically asked to her. This led one to believe that they were trying to cover up something which might have been revealed if more time had been allowed for the spot inquires of individual workers.

Keeping both hands in the warm water of the spinning machines all day long is a constant strain on the part of the female workers. There seems to be no special medical treatment that can be applied to their

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 402/NNSS NO. [illegible]

hands with the exception of washing their hands in the disinfectant at the end of their daily working hours.

5. Recommendations:

None.

HENRY C. KEISEL, DAC
Chief, Economic Section

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 102/MR3 NO: [illegible]

File

FIELD TRIP REPORT

R. P. LORD

20 July 1950

1. Purpose:

Inspection of Nippon Rayon Company, Yonago Mill, Tottori Prefecture.

2. Background:

Surveillance in accordance with O.D. 11, 10 April 1950.

3. Discussion:

Plant is producing 100 kan of raw silk per month of which approximately 50% is for export. Some research work is underway at this plant on improvement of silk. Management pronounces electric power allocation as satisfactory.

4. Conclusion:

Main problem at this plant is the shortage of cocoons but a majority of the silk plants are experiencing the same problem which is largely due to shortage of mulberry orchards most of which were converted into food farms during the war.

5. Recommendations:

None.

R. P. LORD
Price, Distribution
and Industry Division

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO.

(Rec'd 2 Aug 50)

工場長室

就業規則

昭和二十二年九月

日本レイヨン株式會社

"Working Regulations"
Sept 1947
Silk Yonago Plant,
Nippon Rayon K.K.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO.

就業規則

第壹章 總則

（目的）

第一條 この就業規則は當社從業員の就業に關する事項を規定するものであつて之により秩序の維持を圖ると共に勞働條件を明示して明朗なる職場を建設し社業の發展に資することを目的とする

（從業員の定義）

第二條 この規則で從業員とは雇入の手續を經て會社の業務に從ふ者を謂ふ

（服務及職責遂行の義務）

第三條 從業員は職制によつて定められたところにより上長の指示に從い職場の秩序を保持し互に協力して職責を遂行しなければならない又上長は所屬從業員の人格を尊重し民主的にその業務を遂行しなければならない

職制に就ては別に定める

（一般的義務）

第四條　從業員は特に左の事項を守らなければならない

一、會社の名譽を傷つける様な言動を愼むこと

二、會社の秘密を他に洩らさないこと

三、會社の業務の範圍に屬する事項について特許其の他の出願をする場合は豫め許可を受けること（詳細は別に定める）

四、會社の許可なくして他の會社等の役員又は從業員とならないこと

（責　任）

第五條　從業員は犯則、越權及重大なる過失に對しては其責任を負はなければならない若し前項の過失によつて會社に損害を與へた場合はそれを賠償させる事がある

（法令勞働協約との關係）

第六條　法令又は勞働協約にこの規則の條項と抵觸する事項が生じたときは法令又は勞

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDS NO.

目次

第一章 總則……一
第二章 勤務……三
第一節 勤務時間、休憩及休日……三
第二節 時間外及休日勤務……五
第三節 入出門缺勤遲刻早退及外出……八
第四節 休暇……一二
第三章 給與……一四
第四章 從業員ノ負擔……一五
第五章 出張轉勤及轉職……一五
第六章 雇入、休職、退職及び解雇……一五
第一節 雇入……一五
第二節 休職……一七
第三節 退職及解雇……一七
第七章 保健衛生……二〇
第八章 安全……二三
第九章 災害補償……二四
第十章 表彰……二六
第十一章 懲戒……二九
第十二章 附則……三一

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 (E)(2) NND NO.

働協約に従う

第貳章　勤　務

第一節　勤務時間、休憩及休日

（就業時間就業時間割）

第七條　就業時間は一日實働八時間、休憩一時間を原則とする

就業時間割は普通勤務と交替勤務とに區分し夫々別表第一の通りとする

第八條　季節及業務上の都合により四週間を平均し平均一週間の實働四十八時間を超えない範圍で前條就業時間割と異る取扱をすることがある。この場合と雖も滿十八歳未滿のものは一日實働八時間を超えて就業させられることはない、

但し一週間の一日實働時間を四時間以內に短縮する場合に於ては他の日の實働時間を十時間迄は延長することが出來る

第九條　交替制による勤務時間は原則として七日毎に轉換する又女子及滿十六歳未滿の男子は交替制による場合でも深夜業には勤務させない

DECLASSIFIED E.O. 11652 SECTION 3 (E)(2), MR 00-

前項の他交替制に關する規定は別に定める

（休　憩）

第十條　従業員は休憩時間を自由に利用することが出來る、
但し外出する場合には上長に屆出なければならない

（停電時の勞働時間）

第十一條　電源不足による停電の爲作業繼續が不可能な場合にして停電の際豫め一定の時間を従業員に自由に利用させたときはその時間を休憩として取扱うことが出來る、その場合その休憩時間に替る時間を別に勞働させるときは勞働組合と協議の上決定これを行う

（休　日）

第十二條　休日は毎週一回とする
但し業務上及其の他特殊の事情により必要なるときは前項に拘らず休日を改廢振替、又臨時休業をすることがある、但しこの場合四週間の休日か四日を下る

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO.

ことはない

（哺育時間）

第十三條　生後滿一年に達しない乳兒を哺育して居る女子は豫め申出て就業時間中に一日二回、一回について三十分の哺育時間を受けることが出來る

第二節　時間外及び休日勤務

（時間外勤務）

第十四條　業務上必要なるときは所定實働時間外に於て勤務を命ずることがある、但し別に定ある特定作業場に於ては一日の實働十時間を超えて作業せしめることはない

上長の命により所定實働時間を超えて勤務したときは之を時間外勤務とする

時間外勤務に於ける休憩は實働二時間を超える毎に二時間に對し十五分の割で所屬長が之を定める

（休日出勤）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO.

第十五條　業務上必要なるときは第十二條第一項の休日に勤務を命ずることがある

上長の命により休日に勤務したときは之を休日出勤とする

休日に業務上已むなく就業したものは二週間以内に代休を受けることが出來る

（年少者の時間外勤務及休日出勤制限）

第十六條　滿十八歳未滿の者は第十四條第十五條の規定に拘らず休日出勤及一日の實働八時間以上に及ぶ時間外勤務を命ぜられることはない、但し一週間の一日の實働時間を四時間以内に短縮する場合に於ては他の日の實働時間を十時間迄延長することが出來る

（女子の時間外勤務制限）

第十七條　滿十八歳以上の女子は休日出勤及一日の實働八時間を超えて一日について二時間、一週について六時間、一年について百五十時間を超えて時間外勤務を命ぜられることはない

（女子及年少者の深夜業制限）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. [redacted]

第十八條　滿十八歲未滿の者及女子は第七條第八條の規定に拘らず深夜に就業を命せられることはない

但し滿十六歲以上の男子を交替制により就業させる場合はこの限りでない

（非常時の勞働時間）

第十九條　災害その他避けることの出來ない事由によつて臨時の必要がある場合に於ては前節及本節の規定と異る取扱をすることがある

（適用の除外）

第二十條　警備員、寮務關係者その他特殊勤務者に對しては前節及本節の規定に拘らず別に定めるところによる

（當宿直）

第二十一條　必要あるときは別に定める規定により從業員に對し當宿直を命ずる

（割增賃金）

第二十二條　深夜業勤務及第十四條第十五條の規定による時間外勤務休日出勤は給與規定の

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402, NARS Date

定めるところに従い割増賃金を支給する

第三節　入出門、缺勤、遲刻、早退及外出

（入　出　門）

第二十三條　従業員は勤務中及び入出場の際は所定の従業員證（徽章）を所持し警備員の要求ありたるときは従業員證（徽章）を呈示しなければならない従業員證（徽章）を紛失したときは速かに事由を述べて上長を經由して届出て再交付を受けなければならない

（荷物携帯の入出門）

第二十四條　日常携帯品以外の物品を携帯して出入するときは別に定める警備規定により警備員の點檢を受けなければならない

（入門禁止者）

第二十五條　別に定める警備規定に反したものは入場を禁止し又は退場を命ずることがある

（出　勤）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 402/NNBS NO.

第二十六條　從業員は定刻迄に出勤し所定の出勤手續きをしなければならない

（遲刻早退私用外出）

第二十七條　始業時後十五分以内に限つて入門を認め遲刻扱いとする、但し交通事故其の他不可抗力による場合はこの限りでない

第二十八條　遲刻、早退、就業時間中の私用外出その他職場を離れる際は豫め上長の許可を受けなければならない

（缺勤）

第二十九條　病氣その他己むを得ない事由によつて缺勤するときは豫めその事由及豫定日數を屆出なければならない

但し豫め屆出ることの出來ないときは缺勤中或は出社後直ちに屆出なければならない

病氣缺勤連續一週間以上に及ときは前項の屆出の外醫師の診斷書が必要である

（面會）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDS NO.

第三十條　私用のための面會は休憩時間中に所定の場所に於てしなければならない、
但し事情により上長の承認を得た場合はこの限りでない

（勤怠の査定）

第三十一條　左の各號の一に該當する事由により已むを得ず缺勤遲刻早退又は私用外出をする場合にして會社の承認を得たときは勤怠の査定其の他に於て事故扱としない

一、業務上の負傷、疾病により休暇を要するとき
二、選擧其の他公民としての權利を行使し又は會社が承認して公職に就いた者がそれに必要な公務に服するとき
三、證人、鑑定人、參考人又は陪審員として裁判所に出頭を命ぜられたとき
四、傳染病其の他特殊の事情により交通遮斷を受け出勤不能となつたとき
五、大災地變その他之に類する災害により特に必要と認めたとき
六、產前產後の女子が第四十條により就業しないとき
七、その他前各號に準ずる事情あるとき

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. [illegible]

第三十二條　實働時間中組合事務、集會其の他之に準ずる事由によつて會社の許可を得ないで就業しないときは之を缺勤、遲刻、早退又は私用外出として取扱う
但し會社の許可を得てなした場合は出勤として取扱う

第三十三條　勤怠の査定に於て遲刻、早退、私用外出は三回を以て缺勤一日として取扱う

第三十四條　出張其の他之に準ずる勞働をした場合は原則として通常の勞働時間勞働したものと見做す

第四節　休暇

（年次有給休暇）

第三十五條　前年度の出勤率八割以上の從業員には其の勤續年數に應じ左の如く年次有給休暇を支給する

一、一年のもの一年間に十二日
勤續二年以上の從業員は一年を超える勤續年數一年につき一日を加算する
但し總日數二十日を以て限度とする

DECLASSIFIED E.O. 11652 SECTION 3 (E)(1)(B) NSC MEMO

二、年次有給休暇の勤續年數の計算は毎年三月一日又は九月一日を基準として實施し端數は六ヶ月以下は切捨て七ヶ月以上は切上とする、又勤續年數は入社時に遡及して計算するものとする

三、第一項出勤率の計算には休暇第三十一條の缺勤及會社の都合により休業したる日數は之を出勤として取扱う

第三十六條　年次有給休暇を受けようとするものは年次有給休暇願を事前に提出しなければならない、但しこの際事業の都合上已むを得ない場合には願出の時期を變更させることがある

第三十七條　年次有給休暇の請求權は如何なる理由あるも二年間に限り有効とする
又缺勤は年次有給休暇をもつて振替えることが出來る、但し振替の届出は缺勤後五日以内にしなければならない

（祝祭日休暇）

第三十八條　祝祭日休暇は一ヶ年九日とし各事業場毎に會社と勞働組合協議の上之を定める

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO.

（特別休暇）

第三十九條　從業員は左の場合に於ては事前に所定の樣式により所屬長に願出左の範圍内の特別休暇を受けることが出來る

一、本人結婚又は養子緣組をする場合　五日
二、子女結婚又は養子緣組をする場合　二日
三、配偶者の出產の場合　二日
四、父母、配偶者子女の喪に服するとき　五日
五、配偶者の父母、同居の五親等内の喪に服するとき　三日
六、同居せざる三親等内の喪に服するとき　二日
七、衞生掃除日　一年に付　一日
八、轉勤したるとき（赴任日數を除き）　二日

但し有家族者が住居を移轉する場合は四日を加う

忌引休暇及轉勤休暇は必要により分割することが出來る又忌引休暇に於ける親

（生理休暇）

第四十條　女子從業員にして生理上必要なるものは上長の許可を得て一ケ月に連續二日の生理休暇がとれる、又出産する場合は本人の請求により産前六週間を又請求の有無に拘らず産後六週間を休業せしめる、但し産後五週間にして本人が就業を求め且醫師が支障なしと認めた場合は就業せしめることがある

第參章　給　與

（給與規定）

第四十一條　從業員の賃金の決定計算支拂の方法締切及び支拂の時期並昇給に關する事項は別に定める

（旅費規定）

第四十二條　從業員が轉勤出張を命ぜられたときは別に定めるところにより旅費及手當を支

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 (E)(2)/NNSC NO.

給する

第四章　從業員の負擔

（從業員負擔）

第四十三條　從業員の勤勞所得に對する所得稅、法定福利費、食費社宅寄宿舍管理費及診療費（家族を含む）は從業員負擔に關する規定により毎月賃金中より控除する

第五章　出張轉勤及轉職

（出張轉勤轉職）

第四十四條　業務上必要あるときは從業員に對し出張轉勤又は職場の變更を命ずる事がある

第六章　雇入、休職、退職及び解雇

第一節　雇入

（雇入）

第四十五條　當社に就職を希望する者の中で詮衡試驗に合格し所定の手續を終へた者を從業員として雇傭する

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO.

（最低年齢）

第四十六條　前項の詮衡試験には十四日以内の實地試験を施行し合格者は實地試験の開始日から三月以内に雇傭したことゝする

（見習）

第四十七條　満十五歳未満の者は採用しない、但満十四歳以上の者で義務教育の課程又はこれと同等以上のものを終えた者についてはこの限りでない

（提出書類）

第四十八條　新に雇傭される従業員に對しては別に定めるところにより見習を命ずることがある

新に雇入れられた者は左の書類を提出しなければならない

一、履歴書
二、戸籍謄本
三、家族調書

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO.

四、必要により免許證、卒業證明書、學校成績書
（身上異動報告）

第四十九條　前條提出書類の記載事項に異動があつたときはその都度速かに届出なければならない

第二節　休　職

（休　職）

第五十條　社員は左の各號の一に該當するときは休職を命ずることがある

一、業務外の傷病により缺勤引續き六ケ月に及んだとき

二、家事の都合其の他の事由で缺勤引續き三十日に及んだとき

三、前各號の外これに準ずる理由のあるとき休職期間は一ケ年を以て滿了とする

第三節　退職及解雇

（豫告解雇）

第五十一條　從業員が左の各號の一に該當するときは三十日前に豫告するか又は三十日分の

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 (E)(2) NND No.

平均賃金を支給して即時解雇する

一、精神若しくは身体に故障がある爲業務に堪えないと認めたとき

二、己むを得ない業務上の都合によるとき

三、その他前二號に準ずる己むを得ない理由のあるとき

（解雇制限）

第五十二條　業務上の事由による負傷、疾病により療養する爲休業する期間及びその後三十日間並に產前產後の女子が第四十條の規定により休業する期間及其の後三十日間は前條の規定に拘らず解雇しない

但し前項前段の者で二年以上休業する場合は打切補償を支給して解雇することがある

（豫告なき解雇）

第五十三條　天災事變其の他の己むを得ない事由により事業の繼續が不可能となつた場合又は從業員の責に歸すべき事由により解雇するときは豫告なしに解雇することが

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 402/MDS 457

ある

（退　職）

第五十四條　從業員は退職を希望するときは豫め順序を經て其の旨を願出なければならない
又その場合會社の承認ある迄は三十日を限り從前の職務に從事しなければならない

（停　年）

第五十五條　從業員の停年は滿五十五歳とする

（資格喪失）

第五十六條　從業員は左の各號の一に該當するときはその資格を失う

一、死亡したとき

二、退職を願出て承認せられたとき

三、解雇せられたとき

四、停年に達したとき

五、休職期間滿了するも更に休職又は復職を命ぜられないとき
六、懲戒解雇せられたとき
七、雇傭期間の定めのある場合はその期間滿了したとき

（退社慰勞金）

第五十七條　從業員が退職するとき若くは解雇される場合は退社慰勞金を支給する
但し前條の第六號及第七號の規定による場合は原則としてこれを支給しない
退社慰勞金に關する規定は別に定める

第七章　保健衛生

（病者の就業制限）

第五十八條　左の病氣に罹つた者は就業させない
一、精神病又は神經病
但し第五號又は第六號に掲げる病氣に罹つた者で所定の傳染病豫防處置をとつた者はこの限りではない

二、癩、病毒傳染の虞れがある結核
三、法定傳染病
四、丹毒、再歸熱、その他これに準ずる急性熱性病
五、黴毒、疥癬、その他傳染性皮膚病
六、膿漏性結膜炎トラホーム
（著しく傳染性のあるもの）
七、前各號以外の疾病に罹り就業のため病症惡化の虞ある者及び症狀消失した後と雖も健康回復しないもの
八、法定傳染病患者に接觸したもの及びその保菌者
九、その他會社の醫師が就業に不適當と認めたもの
（同居者の傳染病）
第五十九條　從業員はその同居の家族又は同居人が傳染病に罹り又はその疑がある時は直ちにその旨上長に届出なければならない

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 402/NNBS NO.

（健康診斷）

第六十條　從業員に對しては雇入の際及毎年二回健康診斷を行う

右の外必要に應じて從業員の一部又は全部に對し健康診斷を行うことがある、

診斷を命ぜられたものは進んで之を受けなければならない

（健康要保護者）

第六十一條　左に揭げた者は健康要保護者として之に對し就業制限作業の轉換、治療その他保健衞生上必要な措置をとることが出來る

一、年齡滿十八歲未滿で入社後六ケ月以內の者

二、ツベルクリン反應の陽性轉化後一ケ年以內の者

三、病氣に罹り又身體弱く一定の保健を必要とするもの

四、妊　婦

第八章　安　全

（災害防止）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDS NO.

第六十二條　從業員は安全施設を活用し安全規則を守り常に職場の整理整頓に努め災害の發生を未然に防止しなければならない

第六十三條　工場内に於いては特に左の事項を嚴守しなければならない

一、許可なく安全裝置を取除き又はその效力を失はせる樣なことをしないこと

二、作業上特に使用する保護具についても同樣である

三、擔當者でないものは原動機の活動又は停止をしないこと

四、喫煙は所定の場所ですること

五、立入禁止の所へ立入らないこと

六、安全教育で教えられた注意其の他上長の命令又は注意に反した行動をしない事

（非常に對する處置）

第六十四條　火災その他非常災害の發生する危險があることを知つたときその他異狀を認めたときは直に臨機の措置をとると共にそのことを擔當者に報告しなければならない

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 402/NNBS NO.

ない

非常災害の發生した場合は互に協力して其の被害を最少限に止めるよう努力し

なければならない

第九章　災害補償

（療養補償）

第六十五條　從業員が業務上負傷し又は疾病にかゝつた場合は會社はその費用を補償する

前項の場合は原則として會社の醫務室、診療所及會社の指定する病院に於て治療を受けなければならない

但し本人の希望その他の事情によつて他の醫師の治療を受ける場合は會社の許可を得なければならない

（休業補償）

第六十六條　從業員が前條の規定による療養をする爲に休業した期間は平均賃金の百分の六十を休業補償として支給する

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 402/NARS NO.

但し月給者には三ケ月間に限り出勤しない爲に減給せられる定めのある手當以外の全ての給料を補償する

（障害補償）

第六十七條　從業員が業務上負傷し又は疾病に罹りなおつたとき身体に障害がある場合はその障害の程度に應じて平均賃金に別表第二に定める日數を乘じた金額を障害補償として支給する

（遺族補償）

第六十八條　從業員が業務上死亡した場合は遺族又は從業員の死亡當時その收入によつて生計を維持して居た者に對して平均賃金の千日分を遺族補償として支給する

（遺族補償の順位）

第六十九條　前條遺族補償を受けるべき者は配偶者（婚姻の届出をしないでも事實上婚姻と同樣の關係にあるものを含む）とする配偶者のない場合は從業員の死亡當時その收入によつて生計を維持して居た者又は生計を一にして居た者で左の順位に

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 402/NNBS No.

（葬祭料）

從つて支給する

一、子　女

二、父　母（養父母を先に實父母を後に）

三、孫

四、祖父母（養父母の父母を先に實父母の父母を後に、父母の養父母を先に、實父母を後に）

五、其の他

前項の規定に該當する者がない場合は子女、父母、孫及祖父母で前項の規定に該當しないものとしその順位は前項によるものとする

但し第一項五號及前項の規定に拘らず遺言又は使用者に對し豫め補償を受けるものを指定しある場合はこれによる又同順位の者が二人以上ある場合はその人數により等分する

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 402/NNSC NO.

第七十條　從業員が業務上死亡した場合は葬祭を行う者に對して平均賃金六十日分の葬祭料を支給する

（打切補償分割補償）

第七十一條　第六十五條第六十六條の規定によつて治療を受け又はその費用の補償を受ける者が療養開始後三年を經過しても負傷又は疾病がなおらない場合は平均賃金の千二百日分を打切補償として支給し爾後一切の補償をしないことがある

又障害補償及遺族補償は補償を受けるものゝ同意を得て別表第一により分割し六年間に亘り毎年支給する場合もある

（休業補償障害補償の例外）

第七十二條　負傷又は疾病の原因が業務に因る場合と雖も本人の重大な過失に基くものと認められた場合は休業補償又は障害補償は行はないことがある

（補償を受ける權利）

第七十三條　補償を受ける權利は從業員の退社によつて變更せられることはない

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 402/NNSC NO.

（勞働者災害補償保險法との關係）

第七十四條　補償を受けるべき從業員が同一の事由について勞働者災害補償保險法その他の法令によつて保險の給付を受けるときはその給付額が本章給付額より少ないときはその差額を支給する

第十章　表彰

（表彰資格）

第七十五條　從業員は左の各號の一に該當するときは詮衡の上表彰する、詮衡方法は別に定める

一、品行方正業務に誠實で衆の模範となる者

二、事業上有益な發明改良又は工夫考案した者

三、災害を未然に防止し又は災害の際特に功勞のあつた者

四、其の他前各號に準ずる篤行又は功勞のあつた者

（表彰の方法）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 402/NNBS NO.

第十一章　懲戒

第七十六條　表彰は賞狀を授與してこれを行う、賞狀には副賞として賞品又は賞金をつける

（懲戒の原則）

第七十七條　從業員は本章の規定による場合の外懲戒を受けることはない

反則が輕微であるか特に情狀酌量の餘地があるか又は改悛の情が明らかに認められたときは懲戒を免じ訓戒に止めることがある

（懲戒の種類）

第七十八條　懲戒は譴責、減給、停職（出勤停止）及懲戒解雇の四種とする

（懲戒の方法）

第七十九條　前條の懲戒は左記の如くする

一、譴責は始末書をとり將來を戒める

二、減給は始末書をとり一回の額が平均賃金一日分の半額以內總額が一ケ月分の一割以內を減ずる

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 402/NNSC NO.

三、停職（出勤停止）は始末書をとり期間を定め其の間の出勤を停止する
停職（出勤停止）者には其の期間の給料は支給しない又その期間は勤續年數より控除する
四、懲戒解雇は所定の手續を經て認定の結果豫告期間を設けないで解雇する

第八十條　從業員は左の各號の一に該當する場合は懲罰委員會にはかり之を罰する
（懲罰）
懲罰委員會の規定は別に定める

一、勤務怠慢なる者
二、勤務に關する手續その他の届出を詐つたもの
三、私品を作製し又は作製させたもの
四、會社の秩序、風紀を濫したもの
五、重要なる經歷を詐り又は不正手段により入社したもの
六、業務上の秘密を他に洩らそうとしたもの又洩らしたもの

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDS NO.

七、不正に會社の物品を持出し又持出そうとしたもの
八、故意に事業場の設備器具又は製品を破壊したもの
九、會社の承認を得ないで在籍の儘他に雇入れられたもの
十、災害豫防、保健衛生に關する規則又は指示に違反したもの
十一、業務上の怠慢又は監督不行屆により災害その他事故を發生させたもの
十二、故意又は重大な過失により會社に損害を與えたもの
十三、その他この就業規則に違反したもの

第十二章　附　則

第八十一條　この就業規則は昭和二十二年九月一日より實施する
第八十二條　この就業規則に反し又は重復する從前の諸規則はこの規則の施行により廢止されすべてその効力を失う
第八十三條　第十六條第十七條第十八條は勞働基準法の女子及年少者の章が施行せられてより六ヶ月間は從來の規定により實施する

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDS NO.

第八十四條　從業員で第四十六條の最低年齡以下のもので勞働基準法の女子及年少者の章が施行せられて六ケ月を經過するも最低年齡迄に達しないものは施行の日より六ケ月以內に解雇する

第八十五條　この就業規則の改訂は勞働組合連合會と協議して之を行う

懲罰委員會規定

第一條　懲罰委員は就業規則第八十條に基いて懲罰の公正を圖ることを目的とし懲罰に關する審議機關として之を設置する

第二條　懲罰委員會は中央懲罰委員會及地方懲罰委員會に區分し中央懲罰委員會は本社に地方懲罰委員會は工場に之を設ける

第三條　中央懲罰委員會は地方懲罰委員會より移行された事項に就て審議する

第四條　地方懲罰委員會は原則として其の工場に屬する從業員の懲罰を審議し委員長の附議する必要あると認めた事項は中央懲罰委員會に移行することが出來る

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 402/NNBS NO.

第五條　中央懲罰委員會は會社及組合連合會代表各五名以内を以て構成し委員長は社長之に當る

第六條　地方懲罰委員會は會社及組合代表各五名以内を以て構成し委員長は工場長之に當る

第七條　懲罰の決定に當り意見對立した場合は委員會の審議の結果を充分に反映し委員長が之を決する

第八條　懲罰委員會は必要に應じ證人及參考人等を特定人として出席させることが出來る

附　則

本規定は昭和二十二年十一月十五日より實施する

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 402/NNBS NO.

(Rvd 2 Aug'50)

工場長室

自治寮規約

日本レイヨン株式會社

米子製絲工場

"Jichi Ryo Kisoku"

(Autonomous Government Dormitory Rules)

Yonago Silk Plant,

Nippon Rayon K.K.

(Effective from 1 Feb 1948)

日本レイヨン株式會社米子製絲工場自治寮規約

第一章　組織

一、日本レイヨン株式會社米子製絲工場寄宿舍ニ於ケル寄宿舍生ノ日常私生活ハ本則ノ定ムル所ニ從ヒ營ムモノトスル

二、本寮ハ日本レイヨン株式會社從業員中工場長ガ承認シタル者ニ限リ入室出來ル

三、本寮ハ鞏固ナル團結ノ下ニ新日本平和産業ノ發展ニ邁進スル爲教養ヲ卽メ自由ニシテ明朗、健康ニシテ秩序アル生活ヲ營ム所デアル

四、本則ノ改訂、增補ハ全寮生ノ三分ノ二以上ノ要望ニ依リ委員會ガ之ヲ發議シ勞務課長ノ承認ヲ得テ後大會ヲ開催シ議決ハ大會構成員三分ノ二以上ノ賛成ヲ必要トスル

第二章　機關

五、本寮ニ左ノ機關ヲ置ク

一　寮生大會

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 402/NNBS NO.

ノ二　委　員　會

三　室　長　會ノ

六、寮生大會ハ本寮ノ最高議決機關ニシテ年壹回（四月）自治長之ヲ招集スル但シ委員會ノ決議ニ依ルカ又ハ全寮生ノ二分ノ一以上ノ必要アリタル場合ニハ臨時大會ヲ開催スルコトガ出來ル

七、委員會ハ大會ニ次グ決議機關ニシテ又本寮常任ノ執行機關ニシテ全役員ヲ構成シ月壹回自治長之ヲ招集ス但シ全委員二分ノ一以上ノ要求アリタル場合ハ臨時委員會ヲ開クコトガ出來ル

八、室長會ハ自治長ノ諮問機關ニシテ必要ニ應ジ自治長之ヲ招集シ主トシテ寮生ノ風紀衛生ニ就キ聽取スル

九、會議ハ構成員ノ三分ノ二以上ノ出席ヲ以テ成立シ其ノ決議ハ該會構成員ノ三分ノ二以上ノ贊成ヲ必要トスル

第三章　役　員

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 402/NNBS NO.

第五、本寮ニ左ノ役員ヲ置ク

一、自治長　壹名
二、寮長　貳名
三、副寮長　四名
四、室長　若干名
五、副室長　若干名
六、委員　若干名
七、會計兼書記　壹名

第六、自治長、寮長、室長、委員ハ全寮生ノ互選トシ副寮長ハ其ノ寮ノ寮長ノ、副室長ハ其ノ寮ノ室長ノ意見ヲ斟酌シ自治長ガ之ヲ委嘱スル、同一人ガ二以上ノ係員ヲ兼テモ差支ナイ

第七、自治長ハ日本レイヨン株式會社米子製絲工場自治寮規約ニ基イテ全寮ノ常務ヲ執行スル

寮長ハ自治長ヲ補佐シ自治長事故アル時ハ協議ノ上其ノ一人ガ自治長ノ職務ヲ代行スル

副寮長ハ寮長ヲ補佐シ寮長事故アル時ハ協議ノ上其ノ一人ガ之ニ代ル室長ハ自治長及ビ

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 402/NNSC NO.

寮長ト緊密ナル連絡ノ下ニ寮ノ構成單位デアル室ノ自治ニ專任スル

副室長ハ室長ヲ補佐シ室長事故アル時ハ之ヲ代行スル

委員ハ委員會ヲ構成シ自治遂行ニ關スル主要事項ヲ審議スルノ外配給、文化、農耕、衛生、營繕ノ各部署ヲ分担シテ其ノ實務ニ當ル

三　委員ノ職務内容ハ左ノ如ク定ム

(一)配給委員（四名）勞務課、配給係、ト連絡シ寮生ニ對スル諸配給ノ計畫ヲ實施スル

(二)文化委員（四名）寮内文化ノ向上ヲ期ス、圖書、新聞ノ講入貸與及圖書室ノ整備ヲナシレコード、ラヂオ等ヲ利用シ或ハ寮内音樂大會等ヲ催シ社會知識ノ向上ヲ期スル

(三)体育委員（四名）終業後及休日等運動施設ヲ利用シ寮生ノ体位向上ヲ計ル

(四)農耕委員（四名）空閑地ヲ利用シ蔬菜草花等ヲ耕作シ寮生ノ玩賞味ニ供スル

(五)衛生委員（四名）寮内外ノ衞生業務ヲ司ル

(六)營繕委員（四名）寄宿舍係ト連絡シ備品ノ整備ニ當ル

四　自治長ハ委員會ノ承認ヲ得テ會計、書記ヲ任命スル事ガ出來ル

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 102/MRS NSC

五　役員ノ任期ハ次期大會迄トス但シ重任ヲ妨ゲナイ

六　役員ニ欠員ヲ生ジタル時ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ補充スル

自治長　全寮生ノ互選ニ依ル

寮　長　其ノ寮ノ寮生ノ互選ニ依ル

七　副寮長　寮長ノ意見ヲ斟酌シ自治長ガ委囑スル

室　長　室長會ノ意見ヲ斟酌シ自治長ガ委囑スル

副室長　室長ノ意見ヲ斟酌シ自治長ガ委囑スル

委　員　委員會ノ意見ヲ斟酌シ自治長ガ委囑スル

書　記　自長治ノ指名ニ依ル

補欠ニ依リ役員トナリタル者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トスル

役員ニ任命サレタル者ハ正當ナル理由ナクシテ就任ヲ拒ム事ガ出來ナイ

役員ハ任期中デモ寮生大會ノ決議ニ依リ之ヲ解任スルコトガ出來ル

第四章　入寮、退寮

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 102, MAR 10,

一八、本寮ニ入寮ヲ希望スル者ハ所定ノ入寮願ニ寄宿舎係ノ認印ヲ得テ勞務課長ニ提出シ工場長ノ許可ヲ受ケタル後自治長ニ届出テ入寮セネバナラナイ

一九、退寮セントスル者ハ所定ノ退寮願ニ自治長、勞務課長ノ認印ヲ得タル後工場長ノ許可ヲ受ケネバナラナイ、但シ事情止ムヲ得ザル者ニ限ル

二〇、轉室希望者ハ其ノ理由ヲ室長ニ届出デ寮長、自治長ノ承認ヲ得タル後デナケレバ轉出スルコトハ出來ナイ

第五章　建物及設備

二一、土地、建物ニ設備保存ニ關スル規定ハ勞務課長之ヲ定メ營繕委員ハ寄宿舎係ト共ニ之ヲ監督スル

第六章　日常生活

二二、寮生ハ自治寮ノ一員デアル事ヲ自覺シ起居容儀言動等ヲ愼重ニシナケレバナラナイ

二三、日課時限ヲ左ノ如クスル

一、起床　六時

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDS NO.

二、朝　食　六時三〇分ヨリ十分
三、出　勤　七時三〇分
四、夕　食
五、就　寝　九　時
六、消　燈　九　時
二四、各室長ハ自室寮生ノ名札ヲ入口ニ掲ゲナケレバナラナイ
二五、就寝時後ノ樂器放歌等モ愼ミ他人ノ迷惑ニナラヌ様ニシナケレバナラナイ
二六、所持品ニハ必ズ氏名ヲ記入シ金錢貯金通帳其ノ他貴重品ハ保管ヲ確實ニシ極力盜難豫防ニ務メルコト又外出ノ際ハ特ニ戸締ヲ嚴重ニシナケレバナラナイ
二七、寮生以外ノ者ノ寮ニ宿泊スル事ハ原則トシテ之ヲ禁ズル但シ止ムヲ得ヌ事情ノ爲ニ自治長又ハ寄宿舍係ノ承認シタルモノハ此ノ限リデハナイ
二八、出務時間中ハ寮内ニ立歸ルコトヲ禁ズル但シ止ムヲ得ヌ事情ニ依リ寄宿舍係員又ハ寮長ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限リデハナイ

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDS NO.

二九、事故ヲ生ジタル時ハ寮長以上ニ届出デ其ノ指示ヲ仰ガネバナラナイ

第七章　外泊、外出、面會

三〇、工場休日外ノ外出外泊ニ關シテハ寄宿舍規則第九條ニ依ル

三一、工場休日ノ外出ハ自治長ニ届出デ外泊ハ同意ヲ得ルモノトスル

三二、外出時限ハ原則トシテ九時迄トス

三三、夜間ニ於ケル女子ノ外出ハ原則トシテ二人以上ナルコト

三四、外來者トノ面會ハ左ノ通リトス

一、面會ハ面會室ニ於テ之ヲ爲ス但シ寄宿舍係、自治長、寮長ノ承認ヲ得レバ寮ニ於テ面會スルコトガ出來ル

二、面會者ハ面會簿ニ所定ノ事項ヲ記載ノ上面會スルモノトス

三、面會者ハ二十一時迄ニ退出セシムルコト

四、面會者ヲ宿泊セシメントスル時ハ第六章第廿七項ニ從ヒ之ヲ行フコト

三五、物品ノ所持ニ關シテハ工場長ノ定ムル所ニ從ヒ自治長之ニ當ル

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO.

第八章　安全事項

三六、自治長、寮長、室長營繕委員ハ火氣ノ使用ニツキ責任ヲ有スル特ニ營繕委員ハ之ニ關スル規則ヲ作成シ寮生ヲシテ遵守セシメ火氣ニ對シ監督警戒ヲ怠ラザルコト

三七、火氣使用者ハ使用ヲ終リタル時其ノ始末ヲ爲シ確實ニ火氣ヲ消滅スルコト

三八、寮内ニ於テ喫煙スル場合ハ火氣ニ充分注意シ吸殻ハ所定ノ容器ニ必ズ入レルコト又歩行中ノ喫煙ハ嚴ニ之ヲ愼ムコト

三九、備付輕便消火氣ハ常ニ機能ヲ点檢シオクト共ニ全員其ノ使用方法ヲ周知シ防火用水ハ常ニ滿水シ置クコト

四〇、自治長ハ消火隊ヲ編成シ近隣ノ自警團トノ連繫ヲ圖ルコト

四一、出火ノ際ハ現存スルモノガ臨機ノ處置ニ依リ遺策ナキヲ期スルト共ニ宿直員、警備員、警備係並ニ寮附近ニ通報警告スル事

第九章　衞生、炊事

四二、衞生ニ關シテハ寄宿舍係ノ指示ニ依ル

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 NSC MEMO 11/2/78 BY [illegible]

四三、炊事ニ關シテハ工場ノ炊事ニ依ル外出、外泊休暇ニ際シ辨當、飯米ヲ要スル時ハ前以テ寄宿舍係ニ申出ルモノトス

第十章　附　則

四四、本寮ニ入寮セル者ハ規定ノ會費ヲ會計ニ納入ス但シ會費ハ一切返却シナイ

四五、寮生ハ選擧權、被選擧權ヲ有ス但シ入寮後一ケ月ニ滿タザル者ハ之ヲ行使スルコトガ出來ナイ

自治長、寮長ハ入寮後六ケ月以上ノ者委員ハ選擧權アルモノノ中ヨリ選出スル

四六、委員ノ選擧ハ自治長、寮長ノ選出後ニ之ヲ行フ

四七、選擧ノ要領ニ關シテハ權利所有者合意ノ上適宜之ヲ定ム

四八、得点數同ジ時ハ其ノ者ノミニ對シ再選ヲ行フ

四九、本規約ハ昭和二十三年二月一日ヨリ之ヲ實施ス

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 (E)(2) NLS #87-

工場長室

(Rec'd 2 Aug 50)

寄宿舍規則

日本レイヨン株式會社

米子製絲工場

Dormitory Rules

Yonago Silk Plant,

Nippon Rayon K.K.

(Effective from 1 Feb 1948)

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 402/NNSG NO.

寄宿舍規則

第壹章 總則

第一條 本則ハ日本レイヨン株式會社米子製絲工場寄宿舍ニ在住スル從業員ニ對シ勞働基準法ニ示サレタル事項ヲ規定スル

第二條 本寄宿舍ハ舍生ガ新日本平和産業ノ發展ニ邁進スル爲敎養ヲ昂メ自由ニシテ明朗健康ニシテ秩序アル生活ヲ營ム所デアル

第三條 (一)本寄宿舍ハ日本レイヨン株式會社ノ從業員中工場長ガ承認シタル者ニ限リ入寮出來ル

(二)舍生ハ毎月ノ賃金中ヨリ寄宿舍管理費トシテ「從業員負擔ニ關スル規定」ニ定メテアル金額ヲ控除セラレル

第四條 本寄宿舍ノ運營ハ別ニ定ムル自治規約ニ基キ舍生ノ自治ニヨル

第五條 本則ノ改訂ハ工場長之ヲ行フ

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 402/NNSC NO.

但シ第七條乃至第二十九條ノ改訂ハ自治長ノ同意ヲ要ス

第貳章　日常生活

第六條　舍生ハ自治寮ノ一員デアル事ヲ自覺シ起居、容儀、言動、等ヲ愼ムコト

第七條　起床時間ハ六時、就寢時限ハ九時トス

第八條　工場休日ノ外出外泊ニ關シテハ自治規約ニヨル

第九條　工場休日以外ノ日ニ於テ工場就業時間外ニ外出並ニ外泊ヲシヨウトスル者ハ自治長ノ同意ヲ得ルモノトスル

第一〇條　自治長ハ外出外泊者ヲ適時勞務課長ニ報告スルモノトス

第一二條　外出者ハ原則トシテ九時迄ニ歸社スルモノトス

第一三條　夜間ニ於ケル女子ノ外出ハ原則トシテ二人以上ナルコトヲ禁ズル

第一三條　舍生以外ノ者ガ寄宿舍ニ宿泊スルコトハ原則トシテ之ヲ禁ズル

但シ已ムヲ得ナイ場合ハ自治長又ハ寄宿舍係ノ許可ヲ受ケナケレバナラナイ

第一四條　面會ハ左ニヨリ行フモノトスル

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 402/NNSC NO.

一、面會時限ハ就寢時限迄トスル

二、面會室ニ於テ行フヲ原則トスル

三、已ムヲ得ズ自室内ニ於テ行フ場合ハ豫メ自治長ノ許可ヲ得ルモノトスル

第參章　行　事

第一五條　行事ヲ催サントスル時ハ其ノ日時、場所、目的ヲ勞務課長ニ届出工場長ノ許可ヲ得ルモノトスル

第一六條　炊事ハ工場炊事ニ係ル

第一七條　食事時限ヲ左ノ通リニスル

朝食　自　六時三〇分　至　七時三〇分　晝食　自　一二時　至　一時　夕食　自　四時三〇分　至　五時三〇分

第一八條　食費ハ給料中ヨリ左ノ額ヲ差引クモノトスル

朝食　一円七〇錢　晝食　二円八〇錢　夕食　二円〇〇錢

第五章　安　全

第一九條　自治長及ビ寄宿係員ハ火氣ノ使用ニ付イテ責任ヲ有スルモノトスル

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 402/NNSC NO.

第二〇條　火氣使用者ハ使用後必ズ其ノ後始末ヲ爲シ確實ニ火氣ヲ消滅スルモノトスル

第二一條　防火用具、用水ハ常ニ點檢シ非常ノ際ニ備ヘ置クト共ニ舍生ハ全員防火用具ノ使用法ヲ習得シ置クモノトスル

第三條　舍内ニ於テハ所定ノ場所以外デ喫煙シテハナラナイ、又吸殻ニハ充分注意シ必ズ所定ノ容器ニ入レルコト

第三條　自治長ハ消防隊ヲ編成シ出火ノ場合ノ處置ニ万全ヲ期スルコト

第四條　出火ノ際ハ上司ノ指揮ニ依リ行動スルモノトスル

但シ現存スルモノハ臨機ノ處置ニ依リ遺策ノナイ樣ニ圖ルト共ニ工場宿直員又ハ警備係及ビ附近ノ者ニ急報スルモノトスル

第五條　火災以外ノ非常ノ場合ニ際シテモ右ニ準ズル

第六章　衛生

寄宿舍ニハ選任セラレタル衛生管理者ヲ設ケナケレバナラナイ

衛生管理者ハ寄宿舍係及自治長ノ協力ヲ得テ衛生ニ關シ諸種ノ手段ヲ盡シ特ニ積極

的ニ保健ノ勵行ヲ圖リ月別ノ健康狀況ヲ勞務課長ニ報告スルモノトスル

第二六條　各季ノ適當ナル時期ニ健康診斷ヲ實施スル

第二七條　診斷ノ結果ニ依リ衞生管理者ハ適宜ノ處置ヲ講ズルモノトスル

第二八條　年二回衞生掃除ヲ實施スル

第二九條　傳染病、又ハ傳染病ノ疑アル者發生シタル時ハ速カニ必要ナル處置ヲ講ジナケレバナラナイ

第七章　建設物及ビ設備

第三〇條　寄宿舍建物及ビ其ノ附屬設備ヲ新リニ取外シ或ハ改造シテハナラナイ若シ其ノ必要アルトキハ勞務課長ヲ通ジ工場長ノ許可ヲ受ケルコトヲ要スル故意ニ破損滅失シタル時ハ辨償セシメルコトガアル寄宿舍以外ノ建物ニ關シテモ右ニ準ズル

第三一條　寄宿舍附屬ノ立木、草花ハ故ナク植換ヘ又ハ折損シテハナラナイ其ノ他ノ立木草花ニ關シテモ右ニ準ズル

第三二條　寄宿舍生ニシテ構內空地ヲ耕作又ハ利用セントスルモノハ勞務課長ヲ通ジ工場長ノ

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 402/NNSC NO.

許可ヲ要スル

第三條　各寄宿舍ハ在寮生ノ氏名札ヲ掲ゲ且ツ各室入口ニハ在室者ノ氏名札ヲ掲ゲルモノトスル

第四條　各寄宿舍毎ニ備品台帳ヲ備ヘ寄宿舍係並ニ自治長ハ常ニ備品ヲ之ニ一致セシメ置クヲ要ス之ガ爲舍生ハ備品ノ破損、消耗忘失ノ場合ハ係員及ビ自治長ニ連絡セネバナラナイ

第五條　各室並ニ物品備付ノ場所ニハ備付品目一覽表ヲ掲示又ハ備付クルモノトスル

第六條　物品ノ貸與ハ貸與品票ニヨリ勞務課長ノ許可ヲ受ケルコトヲ要スル

第七條　貸與品並ニ備品破損滅失ノ場合ハ其ノ原因ガ過失以外ニヨルト認ムルトキハ辨償セシムルコトアリ

第八章　附則

第八條　本規ハ昭和二十三年二月一日ヨリ之ヲ實施ス

日本レイヨン株式會社米子製絲工場

工場長　前田益藏

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 402/NNBS NO.

右規則ニ對シ寄宿舍生ヲ代表シ同意スル

日本レイヨン株式會社米子製絲工場

自治長 内藤信子

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDS NO: [illegible]

日本レイヨン株式會社勞働協約

Labor Agreement

Nippon Rayon K.K.

(Received from Jonago Silk Plant
on 2 August 1950)

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDS NO.

勞働協約

日本レイヨン株式會社（以下甲といふ）と左記單位労働組合（以下丙と
いふ）と之を代表する日本レイヨン労働組合連合會（以下乙といふ）と
は茲に労働協約を締結し産業平和の維持と事業發展のため双方誠意を以
て之を遵守することを確約する

左記

日本レイヨン株式會社本社従業員組合
日本レイヨン株式會社岡崎工場従業員組合
日本レイヨン株式會社宇治工場労働組合
日本レイヨン株式會社伏見工場労働組合
日本レイヨン株式會社姫路工場労働組合
日本レイヨン株式會社米子製糸工場従業員組合

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO.

日本レイヨン株式會社江津製糸工場従業員組合
日本レイヨン株式會社平田製糸工場従業員組合
日本レイヨン高梁工場労働組合
日本レイヨン株式會社綜合研究所労働組合
日本レイヨン株式會社東京従業員組合
日本レイヨン株式會社米子垂穂製造場従業員組合

（協約の補足締結）

第一章 總則

第一條 必要のある場合は各工場事業場の特殊事情について本協約に矛盾抵触せず他に影響を與へない限りに於て工場事業場長と單位組合長の間に協約を補足締結することが出来る。

前項の補足締結された協約は、この協約の失効と共に失効する。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDS NO.

（双互の権利の確認）

第二條　甲は乙及び丙の團結權、團体交渉權その他團体行動に関する權利（人事、經理、營業、組織機構、職制、生産方式、保安等事業運営上の諸權利）を確認する。

（團体交渉權）

第三條　甲は乙が丙の正當なる代表であり丙が組合員の正當なる代表であることを認め乙と一切の團体交渉を行ふ。

甲と乙及び丙は交渉權を從業員次外の第三者に委任しない。

丙は他の組合と関係なき事項及び甲と乙が協議の上委任した事項についてのみ甲と團体交渉が出来る。

但しこの場合の交渉はその立場事業場を通じて行ふ。

（團体交渉に應ずる義務）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO.

第四條　甲と乙又は丙は一方が所定の手續を經て團体交渉の申入れをなしたときは之に應じなければならない

△（第三オンショップ）

第五條　甲の従業員であり組合員は又甲の従業員でなければならない。

（非組合員）

第六條　左の者は非組合員とする、但し第一号乃至第五号の者が職務を離れたときは組合に加入しなければならない

一、課長（課長代理課長補を含む）以上及び所長、次長、駐在主任の職にある者

二、人事、労務、經理、厚生、庶務の係長及びその者の職務が之と同

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO.

等若くはそれ以上の者で甲と乙又は丙が認めたとの

三、極査役、秘書役及その役付者

四、安全管理者及び法定数の衛生管理者

五、守衛（厳重なる意味の守衛は原則として全員之を含める

も具体的線に関しては工場事業場と丙とに於て協議決定

する）

六、顧問嘱託

七、入社後一ヶ月未満の者

八、日々雇入れられる者

九、二ヶ月以内の期間を定めて雇入れられる者

十、季節的業務で四ヶ月以内の期間を定めて雇入れられる者

十一、其の他甲と乙又は丙が協議の上認めた者

（除名者及び解雇者の取扱）

第七條　甲は除名された組合員を解雇する、乙及び丙は甲が解雇しまたは除名しなければならない。

第八章　組合活動

（組合活動の自由）

第八條　甲は乙及び丙の正當な組合活動の自由を認める、從って組合員はこの活動をしたために直接又は間接に如何なる不利益をも蒙ることはない。

（政治活動の禁止）

第九條　組合員は構内に於て政治活動を行ってはならない。

（労働時間と組合活動）

第十條　組合員の組合活動は労働時間外に行ふ、但し業務に重大な

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 402/NNSC NO.

支障のない限り左の場合は予め甲に期日場所出席者氏名及び其の他必要な事項を届出で甲の許可を得て労働時間内に之を行ふことが出来る

一、特定の組合員（乙及び丙の組合機関についた役員又は委員）が特に必要な組合業務（中央委員会中央執行委員会、委員会及びこれに準ずる会合）に従事する場合

二、乙及び丙が止むを得ない組合業務のため組合員を出張させる場合

三、一般組合員の組合活動につき乙又は丙が申出で甲が止むを得ぬものと認めた場合

四、乙及び丙が規約に定める定期大会臨時大会を行ふ場合

五、中央労働協議会及び地方労働協議会に出席する場合

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 402/NNBS NO.

大、組合員が政府及び都道府縣労政課が行ふ行事に出席する場合

前各号の届出については總務部長及事業場長に丙は李業場長になすものとする（本社組合は總務部長に届出るとのとす）

（出席者の取扱）

第十一條　前條による労働時間の組合活動その出席者の取扱は左の通りとする

一、前條第一号の至第四号の場合はその時間賃金及旅費日當は支給しない

二、前條第五号乃至第六号の場合はその時間賃金を支給する

乙旅費日當は支給しない。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 402/NNBS NO.

（施設の貸與）

第十二條　甲は正當なる組合活動のため乙及び丙が必要とする甲の施設其の他を双方協議のうえ貸與する。

前項の場合乙及び丙は甲と使用貸借契約を締結する。

（施設の一時的使用）

第十三條　乙及び丙が甲の施設資材器備品を一時的に使用する場合は所要事項を労務課長（総務課長）を経て事業場長に届出でその承認を受ける。

この場合乙及び丙は使用料を甲に支拂うものとする

（行事実施の事前通知）

第十四條　乙及び丙が甲の構内に於て行事を行う場合は事前に甲に其の旨通知し許可を得る。

（組合の掲示）

第十五條　乙及び丙が甲の構内（寄宿舍を含む）に於て掲示印刷物及び之に類する文書の貼布、配布散布又は之に類する行爲をなす場合は事前に甲に通知しなければならない。

右掲示のため甲は乙及び丙と協議の上一定の位置に掲示板の設置を認める

（組合員の掲示の禁止）

第十六條　組合員は甲の許可なく構内に於て集合演説會の開催及び前條の行爲は一切之を行はない。

（組合專從者）

第十七條　乙及び丙は特定の組合員を組合業務に專從させることができる。

專從者の數は二〇〇名に一名の割合として乙丙合算し

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 402/NNSC NO. [illegible]

ての名を限度とする。

一、甲は専従者を無給休職とする。専従者が専従を解かれた場合甲は原則として原職に復帰させる。之が為め不利益を與えられることはない。

二、甲は専従者が組合業務に専従する期間は勤続年数に実務期間として算入する。

三、甲は専従者としての休職期間中甲の福利厚生施設の利用に関しては組合員と同様に取扱う。

四、甲は専従者の休職中は昇給昇格は行はない。

五、専従者の復職後の年次有給休暇は専従者に就く前一年間の出勤に対して與えるものとする

大専従者の専従期間中の社会保険取扱は左によるとのとする

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 402/NNSC NO.

イ健康保険、厚生年金失業保険の保険料は甲に於て
　　負担しない
ロ労災保険に関しては甲に於ける適用従業員と
　　取扱はない

〈上級団体の役職就任〉

第十八條　甲は組合員が乙及び丙の上級団体の役職員の業務に就くことの自由を認める

前項の場合甲が業務に差支えると認めた時は無給休職とし第十七條に準じ取扱う。

〈組合の通知義務〉

第十九條　乙及び丙は左の場合その内容を直ちに甲に通知する

一、他の友誼団体への加入又は脱退

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 402/NNBS NO.

（会社の通知義務）

第二十條甲は左の場合その内容を乙及び丙に通知する

一労働向題に関する他團体への加入脱退

二従業員の雇入解雇轉勤及び轉職

三労働協議会に附議する必要なき諸規定又は取扱いの制定

改廃

四株主総会の決議事項

五其の他甲と乙及び丙が必要と認めた事項

二乙及び丙の経営管理の変更及び規約その他附属規定の制

定改廃

三準従及び非準従の役員の改選

四其の他甲と乙及び丙が協議の上必要と認めた事項

（公民権の行使）

第二十一條　甲は組合員の公民権の行使に対して不利益な取扱いをしない

組合員が就業時間内であれば選挙権その他公民としての権利義務を遂行出来ないと認められるとき必要の申出により甲は就業時間内の外出を認める

（公職就任の自由）

第二十二條　甲は組合員が公職に就く自由を認める甲は組合員が公職に就いた場合は左の取扱いをなすものとする

組合員が予め甲の承認を得で國会議員知事市區町村長及び其の他公共團体の有給公務員となり常時職場を離れる場合甲と乙及び丙が認めた時は就任期間中無給休職とする

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 402/NNSC NO.

第二章　人事

（人事の原則）

第二十三條　人事は甲はこと行ひ慎重且公平なる事を期する

（採用者判定の原則）

第二十四條　甲は志願者を詮衡し甲の自由な判定によって採用者を決定する

（試用期間）

第二十五條　甲は新に採用した従業員を採用後二ヶ月間試用期間とする

（轉勤轉職）

第二十六條　組合員の轉勤轉職は業務の都合により甲が之を行う

この場合甲は本人の能力適性意志及び生活條件を公平に考慮して行う

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 402/NNBS NO.

但し組合役員の専勤専職については予めこれを協議する

二 休職を命ぜられる場合

第二十七條 組合員が左の各号の一に該當するときは休職を命ずることがある

一、業務外の負傷疾病によって欠勤百八十日に及んだとき

二、精神又は身体傷害により服務に耐えられないと認めたとき

三、事故欠勤引続き三十日に及んだとき

但し故意に中断をなそうとした場合は之を認めない

四、甲の命により又は本人の都合により甲の承認を得て会社以外の職務に従事するとき

五、公務員又は乙及び丙の事務者又は乙及び丙に関連ある上級団体の役職員になったとき

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 402/NNBS NO.

（休職期間）

第二十八條　前條による休職期間は左の通りとする。

但し前條第一号第二号の場合は休職期間中と雖も給与の一部又は全部を支給しないときは休職を解く

一、前條第一号及び第二号の場合　一年

二、前條第三号の場合　一ヶ月

三、前二号以外の場合　必要な期間

（昇給昇格の原則）

第二十九條　昇給昇格については組合員の人物能力勤怠及び経験を公平に判定して甲が行う

（停年）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 NND/NARS

第三十條　停年は滿五十五才とする

（解雇の基準）

第三十一條　組合員が左の各号の一に該當するときは解雇する

一、精神又は身体に障碍があって回復の見込がないとき

二、技能、能率が著しく不良であると認めたとき

三、止むを得ぬ業務上の都合によるとき

但し之の際は乙及び丙と協議する

四、其の他前各号に準ずる事由のあるとき

前項の解雇をする場合は三十日前に予告するか又は三十日分の平均賃金を支給する

但し天災地変其の他已むを得ない理由に基いて解雇する場合で行政官廳の認定を受けたとき又は試用期間中のとき

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 402/NNBS NO.

〈解雇制限〉

〈事業場の縮少閉鎖〉

第三十六條 甲は止むを得ない事業上の都合により事業場の縮少又は閉鎖等のため人員の整理を必要とするときは、乙及び丙と協議する。

〈除名の際の解雇〉

第三十七條 甲は乙又は丙より除名された組合員は解雇する

但し甲が解雇を不適當と認めた場合には乙又は丙と協議の上解雇しないことがある。

〈解雇予告〉

第三十八條 甲が解雇をするときは少くとも十四日以内に解雇する場合はこの限りでない

前項前段の日数は一日につき平均賃金を支拂った場合にはその日数だけ短縮する

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 402/MNSC NO.

第三十四條　第三十八條第三十三條の規定に拘らず左の各号の一に該當する期間及び其の後三十日間は解雇しない。但し天災地變その他止むを得ない事由のため事業継続が不可能となつたとき予め行政官廳の認定を受けた場合又は業務上負傷し或は疾病にかゝつた者に対して打切補償を支拂つた場合は此の限りでない

一、業務上負傷も又は疾病にかゝり療養の為休業する期間

二、産前産後の女子が第六十四條により休業する期間

（罰則）

第三十五條　甲は就業規則を作成し又は変更する場合に於て労働者の過半数を代表する者の意見を聞き之を尊重し且つ其の意見を書面にして行政官廳に届出でなければならない

二

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO.

（第八懲戒の種類）

第三十六條　懲戒を分ちて解雇解職出勤停止減給譴責とする

一、譴責は情状の軽い者に対して行い始末書をとり将来を戒める

二、減給は情状が出勤停止及び懲戒解職に至らない者に対して行い始末書をとり一回の額が平均賃金の百分の四の次内総額が一ヶ月分の一割以内とする

三、出勤停止及び懲戒解職は情状が解雇に及ばない者に対して行い始末書をとり出勤停止は七日以内の期間を定め其の間の出勤を停止しこの間の給與を支給せず又その期間は勤続年数より控除し懲戒解職は職制上の役職を免ずる

四、懲戒解雇は行政官廳の認定を受けて即雇予告若しくは解雇手當の規定を適用しないで解雇することがある

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO.

（懲戒の基準）

第三十七條　懲戒の基準は懲戒解雇と出勤停止及懲戒解職とし情状に依り処理する。

一、減給譴責とする

イ、懲戒解雇

一、氏名経歴を詐り其の他詐術を用いて採用された者

二、無届欠勤引続き二週間以上及んだ者

三、数回戒告を受けたにも拘らず屡々遅刻早退欠勤をなし又は著しく業務怠慢な者

四、就業時間中に無断で業務を放棄した者若しくは正常な運営を阻害し又は他人をして前段の行為をなさしめる

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDS NO.

五、故意に會社（社宅寄宿舍を含む）の設備器具等を破壊
　破損焼失又は紛失し會社に損害を與へた者
六、故意に會社の安全衛生に関する規則又はこれに基く指示
　に違反した者
七、業務上の重大な秘密を洩した者
八、會社の許可を得ず在籍の儘他に雇入れられた者
九、私利のため職務を濫用した者
十、許可なく會社の物品を持ち出し又は持ち出そうとした
　者及び貸與品を賣却した者
十一、労働協約就業規則警備規則に違反し又は工場事業場の
　秩序又は統制を著しく乱した者

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDS NO.

十二、他人に暴行又は脅迫を加えた者

十三、他人の金品その他を窃取した者及び刑罰にふれる行為があって従業員としての体面を汚した者

十四、故意又は重大な過失により会社の文書帳簿作業場等をみだりに他人に閲覧せしめ会社に損害を與えた者

十五、数回の戒告に拘らず喧嘩口論し又場事業場の平和を乱した者

十六、会社の掲示を故意に破棄した者

十七、出勤停止又は懲戒解職

十八、屢々遅刻早退欠勤をなし業務に不熱心な者

十九、必要な注意を怠り他人の業務を妨げ又は機械設備の調節を害しその他作業上の進行を妨げた者

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDS NO.

三、私品を作成し又は作成せしめた者

四、衣服又は其の他会社からの貸與品を許可なく他人に譲渡した者

五、構内（寄宿舎を含む）での賭博行為のあった者

六、喧嘩口論をし会社の平和を乱した者

七、勤務に関する手続その他の届出を怠った者

八、寄宿舎規則その他の諸規則及び告示若しくは業務上の指示に違反した者

九、必要な注意を怠り安全衛生に関する規則又は之に基く指示に違反した者

十、構内の禁煙区域に於て喫煙した者

十一、業務以外の目的で他の職場に立入った者

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDS No.

十二、所定の適用門以外より出入した者

（退職手続）

第三十八條　組合員が退職しようとする時は所属長を経て少くとも十四日前に退職願を提出しなければならない

（従業員たる資格の喪失）

第三十九條　組合員が第三十二條第三十文條に定める解雇及び自己退職のときの外左の各号の一に該當するときは従業員の資格を失う

一、死亡した時

二、休職期間が満了したとき

三、雇傭期間に定めがありその期間が満了したとき

四、停年に達したとき

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDS NO.

第 六

五、病気傷害又は事故のため欠勤三十日に及び復職の見込なき者及び一時帰省者が予定期間満了後甲が七日以上の一定期間を指定してその期間内に帰社しないとき

（貸付品の返納及び退出）

第四十條　組合員が退職し又は解雇され若しくは従業員の資格を失つた場合は甲よりの貸付品を直ちに返納する

その組合員が甲の施設に居住するときは左の期間内に退出することとする

一、寄宿舎　七十二時間以内

二、社宅　三ケ月以内

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 402/NNBS NO.

第四章　賃金

第一節　総則

（賃金支拂の原則）

第四十一條　甲は組合員の賃金をこの協約の定めに從って支拂う、但し協約期間中と雖も甲と乙及び丙が必要と認めた時は協議する。

（賃金体系）

第四十二條　組合員の賃金体系は左の通りとする。

賃金
- 基準内賃金
  - 基本給
  - 臨時手當
  - 出勤手當
  - 家族手當
  - 食事手當
  - 住宅手當
  - 勤続手當

之に地域指数を乗ずる。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 402/MNBS NO.

（第（支拂方法）

（本人拂）

第四十三條　賃金は通貨で全額支拂ふ、但し法令によって別段の定がある場合は前條の賃金の一部を通貨以外のもので支給し又は

その金額を控除して支給することがある。

基準外賃金
- 早出殘業手當
- 深夜業手當
- 休日出勤手當
- 別居手當
- 當直手當
- 特殊部署手當
- 被服手當
- 不就業手當
- 其の他の手當

12 25

第四十四條　賃金は直接組合員に支拂う

（平均賃金）

第四十五條　平均賃金は左の算式により計算した額とする、但し甲号により計算した額より下廻る場合は乙号によって計算した額とする。

甲　平均賃金＝過去3ヶ月間の本人の賃金総額 ／ 過去3ヶ月間の総日数

乙①月給者の平均賃金

＝過去3ヶ月間の(出勤手當＋食事手當)×地域指数 ／ 過去3ヶ月間の本人の労働日数 × 60/100

＋過去3ヶ月間の賃金総額－過去3ヶ月間の(出勤手當＋食事手當)×地域指数 ／ 過去3ヶ月間の総日数

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 402/NNBS NO.

② 日給者平均賃金

過去3ヶ月間の(基本給＋臨時手当＋出勤手当＋食事手当)×出勤日数 ／ 過去3ヶ月間の本人の労働日数 × 60/100

過去3ヶ月間の賃金総額(基本給＋臨時手当＋出勤手当＋食事手当)×出勤日数 ／ 過去3ヶ月間の総日数

十

前項の賃金総額には左の各号に該当するものは含めない

一、臨時に支給する賃金

二、三ヶ月を超える期間毎に支給する賃金

三、通貨以外のもので支給する賃金で労働協約に定めないもの

四、平均賃金の計算期間は直前の賃金締切日より起算するものとする

(日雇労働者の控除)

第四十大條 前條の平均賃金の計算には左の各号の一に該當する期間が

ある場合にはその日数及びその期間中の賃金は前條第二項

② 日給者平均賃金

$$\frac{\text{過去3ヶ月間の(基本給+臨時手当+出勤手当+食事手当)×地域指数}}{\text{過去3ヶ月間の本人の労働日数}} \times \frac{60}{100}$$

$$+ \frac{\text{過去3ヶ月間の賃金総額(基本給+臨時手当+出勤手当+食事手当)×地域指数}}{\text{過去3ヶ月間の総日数}}$$

前項の賃金総額には左の各号は該当するものは含めない

一、臨時に支給する賃金

二、三ヶ月を超える期間毎に支給する賃金

三、通貨以外のもので支給する賃金で労働協約に定めないもの

四、平均賃金の計算期間は直前の賃金締切日より起算するものとする

（平均賃金よりの控除）

第四十大條　前條の平均賃金の計算には左の各号の一に該當する期間がある場合にはその日数及びその期間中の賃金は前條第二項

の期間及び賃金の總額から控除する

一、業務上負傷し又は疾病にかゝり療養のため休業した期間

二、産前産後の女子が第百四條により休業した期間

三、甲の責に帰すべき事由によって休業した期間

四、試の使用期間

但し前項第四号の試の使用期間中の者に対し平均賃金を算定すべき事由の発生した場合にはその期間中の賃金はこれを計算の対象とする。

雇入れ後三ヶ月に満たない者については雇入後の期間を基礎として計算する

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3 402/NNBS NO.

第二節　賃金計算及び支拂

（賃金支拂日）

第四十七條　賃金は月給者は當月一日より末日迄の分を二十日に日給者は前月二十一日より當月二十日迄の分を毎月二十七日に支拂う

但し所定の賃金支給日が會社又は取引銀行の休日に該當する時は前日に繰上げる

（賃金支拂の請求權）

第四十八條　左の場合は前條の規定にかゝはらず權利者の請求のあつた日から七日以内に賃金を支拂ふ　但し紛議のある部分については此の限りでない。

一、本人が死亡したとき

二、退職又は解雇せられ若くは從業の資格を失つた時